

臨時職員・嘱託職員の任用が変わります

職員課

加須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

■ 条例改正の背景

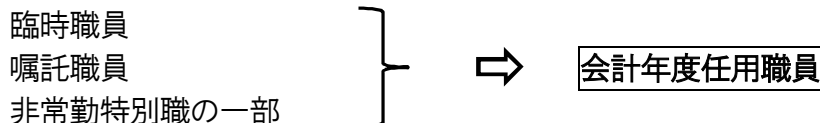
地方の厳しい財政状況や多様化する行政需要に対応するため、非正規職員が増加する中で適正な任用が確保されていない状況を鑑み、地方公務員法及び地方自治法が一部改正（R2.4.1施行）され、非常勤特別職及び臨時的任用職員の要件を厳格化し、その受け皿として会計年度任用職員を創設、任用制度の明確化・処遇の一部改善が図られました。

■ 一部改正の対象となる条例

- ・ 加須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

■ 法改正を受けての加須市の具体的な改正点

- (1) 会計年度任用職員の創設



- (2) 通勤手当・費用弁償、期末手当（一部）を支給

- (3) 会計年度任用職員の給与（報酬・給料・手当）及び費用弁償に関し必要な事項を規定

| | パートタイム会計年度任用職員 | フルタイム会計年度任用職員 |
|--|--|---|
| 報酬 | 報酬の基本額（会計年度任用職員に適用する行政職給料表及び医療職給料表により算出する月額・時間額） | 給料（会計年度任用職員に適用する行政職給料表及び医療職給料表による月額の給料） |
| | 地域手当相当額 （報酬の基本額に常勤職員の地域手当の率を乗じて得た額） | 地域手当（常勤職員に準ずる） |
| | 時間外勤務手当相当額（常勤職員に準ずる） | 時間外勤務手当（常勤職員に準ずる） |
| | 休日勤務手当相当額（常勤職員に準ずる） | 休日勤務手当（常勤職員に準ずる） |
| 期末手当 （任期の定めが6箇月以上の者等を対象） （年間1.45箇月分支給） （規則で1週間当たりの勤務時間数を限定） | 期末手当 （任期の定めが6箇月以上の者等を対象） （年間1.45箇月分支給） | |
| 費用弁償（通勤費を勤務日数に応じて支給） | 通勤手当（常勤職員に準ずる） | |

■ 条例の施行日

令和2年4月1日

※ 令和2年4月施行に向け、関連例規の整備・システム改修・公募等、順次進めます。